

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	公的年金業務等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚生労働省は、公的年金業務等における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

公的年金業務等に関する事務については、厚生労働省が財政責任・管理運営責任を負いつつ、一連の業務運営は厚生年金保険法、国民年金法等に基づき日本年金機構が行うこととされており、厚生労働省が保有する公的年金業務等に係るシステムや特定個人情報ファイルを取り扱う全ての事務を行う日本年金機構も同様の措置を講じることとする。

評価実施機関名

厚生労働大臣

公表日

令和6年8月1日

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条(利用範囲) ・別表 項番1、3、24、31、60、66、74、83、86、87、88、90、95 <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第1条、第3条、第21条の2、第24条の2、第46条の2、第48条の2、第52条の5、第59条、第61条、第62条、第65条、第68条の2</p> <p>2. 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供) ・別表第1 項番72、72の3、73の5、74、75、76、77、77の7、77の9、77の10、77の11、77の12、77の13、77の14 <p>3. 所得税法(昭和40年法律第3号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第203条の2、第203条の3、第203条の4、第203条の5、第226条 ・所得税法施行規則 第77条の3、第77条の4、第94条の2 <p>4. 地方税法(昭和25年法律第226号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第45条の3の3、第317条の3の3、第317条の6、第321条の7の2、第321条の7の3、第321条の7の4、第321条の7の5、附則第35条の5 ・地方税法施行令 第48条の9の17 ・地方税法施行規則 第2条の3の5、第2条の3の6 <p>5. 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第100条の3の2 <p>6. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条、第5条の3、第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 (照会)別表第2 項番1、4、35、46、47、48、49、50、83、84、91、95、101、107、111、112、117 (提供)別表第2 項番1、2、3、4、5、6、7、9、12、15、16、19、25、26、27、30、32、33、34、35、39、40、45、51、52、57、58、59、62、66、68、72、73、75、76、81、82、85、86、87、92、94、98、99、100、102、103、106、108、110、114、116、118、119、120</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	厚生労働省年金局事業企画課
②所属長の役職名	厚生労働省年金局事業企画課長
6. 他の評価実施機関	
日本年金機構	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	厚生労働省大臣官房総務課公文書管理・情報公開室 100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎第5号館 03-5253-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	厚生労働省年金局事業企画課 100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎第5号館 03-5253-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月22日	「Ⅰ 1. ②事務の内容」等 評価書全般	平成27年10月から12月の間、初期創成を行う旨を記載	平成28年11月から12月の間、初期創成を行う旨を記載	事後	個人番号の利用開始日の変更に伴う時点修正であるため、重要な変更にあたらない
平成28年12月22日	「Ⅰ 1. ②事務の内容」等 評価書全般	平成28年1月から、20歳到達に伴う基礎年金番号新規付番者等の個人番号を登録する旨を記載	平成29年1月から、20歳到達に伴う基礎年金番号新規付番者等の個人番号を登録する旨を記載	事前	個人番号の利用開始日の変更に伴う時点修正であるため、重要な変更にあたらない
平成28年12月22日	「Ⅰ 1. ②事務の内容」等 評価書全般	平成28年1月から、個人番号登録届(仮称)を使用して個人番号を登録する旨を記載	平成29年1月から、個人番号等登録届、年金受給者の現況届及び裁定請求書等(氏名変更届等の諸変更届を含む。)(以下「個人番号等登録届等」という。)を使用して個人番号を登録する旨を記載	事前	個人番号の利用開始日の変更に伴う時点修正であるため、重要な変更にあたらない
平成28年12月22日	「Ⅰ 1. ②事務の内容」等 評価書全般	記載なし	未収録者に対して、個人番号の登録勧奨を実施する旨を記載	事前	個人番号の利用開始日の変更に伴う時点修正であるため、重要な変更にあたらない
平成28年12月22日	「Ⅰ 1. ②事務の内容」等 評価書全般	平成28年4月から、被保険者、年金受給者等へ個人番号の収録状況を通知する旨を記載	平成29年1月以降、被保険者、年金受給者等へ個人番号の収録状況をねんきんネットの画面で通知する旨を記載	事前	個人番号の利用開始日の変更に伴う時点修正であるため、重要な変更にあたらない
平成28年12月22日	「Ⅰ 1. ②事務の内容」等 評価書全般	平成28年1月から、個人番号を利用開始する旨を記載	平成29年1月から、個人番号を利用開始する旨を記載	事前	個人番号の利用開始日の変更に伴う時点修正であるため、重要な変更にあたらない
平成28年12月22日	「Ⅰ 1. ②事務の内容」	平成27年3月時点における、年金業務における番号制度対応のスケジュールを記載	個人番号の利用開始時期の変更に伴い、年金業務における番号制度対応のスケジュールを修正	事前	個人番号の利用開始日の変更に伴う時点修正であるため、重要な変更にあたらない
平成28年12月22日	「Ⅰ (別添1)事務の内容 参考:システム概要」	業務端末を使用する場所として、年金事務所、事務センター、ブロック本部を記載	業務端末を使用する場所として、年金事務所、事務センター等を記載	事前	個人番号の利用開始日の変更に伴う時点修正であるため、重要な変更にあたらない
平成28年12月22日	「Ⅱ 2. ⑤保有開始日」	平成27年10月(予定)から、特定個人情報ファイルを保有開始する旨を記載	平成28年11月から、特定個人情報ファイルを保有開始する旨を記載	事後	個人番号の利用開始日の変更に伴う時点修正であるため、重要な変更にあたらない
平成28年12月22日	「Ⅱ 3. ⑨使用開始日」	平成27年10月1日から、特定個人情報を使用開始する旨を記載	平成28年11月14日から、特定個人情報を使用開始する旨を記載	事後	個人番号の利用開始日の変更に伴う時点修正であるため、重要な変更にあたらない
平成28年12月22日	「Ⅲ 7. ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」	平成24年度から26年度における、重大事故の内容と再発防止策を記載	平成25年度から27年度における、重大事故の内容と再発防止策を記載	事後	個人番号の利用開始日の変更に伴う時点修正であるため、重要な変更にあたらない
平成29年2月22日	「Ⅰ 1. ②事務の内容」等 評価書全般	記載なし	協会けんぽへの紐付け情報の提供を行う旨を記載	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う。
平成29年2月22日	「Ⅰ 1. ②事務の内容」等 評価書全般	記載なし	税関係業務を行う旨を記載	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う。
平成29年2月22日	「Ⅰ 1. ②事務の内容」等 評価書全般	記載なし	被用者年金一元化に伴う届け書の受付、回付業務を行う旨を記載	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う。
平成29年4月24日	「Ⅰ 1. ②事務の内容」等 評価書全般	記載なし	厚生年金保険等、国民年金及び船員保険に係る適用事務、年金給付関係事務全般で個人番号を使用する旨を記載	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う。
平成29年4月24日	「Ⅰ 1. ②事務の内容」等 評価書全般	記載なし	情報提供ネットワークシステムを通じて外部機関と情報連携を行う旨を記載	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う。
平成29年5月30日	別紙2(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	記載なし	特定個人情報ファイルに要配慮個人情報を含むことを追記	事前	「特定個人情報ファイルの保有等に関する通知の取扱いについて」(平成29年5月23日付個情第674号)による追記であり、重要な変更にあたらない
平成29年7月6日	「Ⅰ 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠」	記載なし	番号法第19条第7号(提供)別表第2 項番9、12、15 を追加	事前	主務省令改正等による形式的な追加であり、重要な変更にあたらない
平成29年7月6日	別紙1 Ⅱ. 5. 特定個人情報の提供・移転(情報提供ネットワークを通じた情報提供)	記載なし	項番5、6、7を追加。(番号法別表第2第9項、第12項、第15項分を追加)	事前	主務省令改正等による形式的な追加であり、重要な変更にあたらない
平成30年11月15日	「Ⅰ 1. ②事務の内容、(別添1)事務の内容」	記載なし	年金生活者支援給付金の事務を記載	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う
平成30年11月15日	「Ⅰ 1. ②事務の内容、(別添1)事務の内容」「Ⅱ. 5. 特定個人情報の提供・移転」等	協会管掌健康保険被保険者にかかる個人番号紐付け情報を協会けんぽへ提供する旨を記載	協会管掌健康保険被保険者及び被扶養者にかかる個人番号紐付け情報を協会けんぽへ提供する旨を記載	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う
平成30年11月15日	「Ⅰ 1. ②事務の内容、(別添1)事務の内容」	記載なし	生活保護関係情報を活用した法定免除非該当勧奨の事務を記載	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う
平成30年11月15日	「Ⅰ 1. ②事務の内容、(別添1)事務の内容」	記載なし	国民年金保険料免除・納付猶予継続申請者配偶者状況変更届の事務を記載	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月15日	「Ⅱ 6. 特定個人情報の保管・消去」	記載なし	年金個人情報等専用共有フォルダにおける特定個人情報の取扱いについて記載	事前	特定個人情報の取扱いに関する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う
平成30年11月15日	「Ⅰ 2. システム1、②システムの機能」等	記載なし	住基即時一括システム及び住基情報交換システムの機能を住基接続システムに集約した後のシステム機能等を記載	事前	リスクを明らかに軽減させる変更であるため、重要な変更にあたらない
平成30年11月15日	「Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」委託事項2 年金相談窓口、年金相談センター、常設出張相談所の運営業務	再委託しない	再委託する	事後	社労士以外の第三者への再委託を禁止している観点から、「再委託しない」と記載していたところ、社労士への業務委託について契約書上は全国社会保険労務士会連合会又は各都道府県の社会保険労務士会からの再委託の形態を取っていることを踏まえ、再委託であることを明記。
平成30年11月15日	「Ⅰ 1. ②事務の内容」等評価書全般	記載なし	個人番号変更届の運用開始を明記。国民年金免除申請書について、指定全額免除事務取扱者及び学生納付特例事務法人から提出される旨を明記	事後	事務内容を明確化するための形式的な追加であり、重要な変更にあたらない
平成30年11月15日	「Ⅰ 1. ②事務の内容」等評価書全般	住民税の過誤払いが発生した際に市町村へ送付している納入告知書について、個人番号を記載	実際には個人番号が記載されておらず、今後も個人番号を記載する予定が無い削除	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため、重要な変更にあたらない
平成30年11月15日	「Ⅰ (別添1) 事務の内容」 「Ⅲ. 2 特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」等	記載なし	機構が外部の機関から受け付けた電子媒体の届け書について、不正プログラムが含まれていないか安全性の事前チェックを行う旨を記載	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため、重要な変更にあたらない
平成30年11月15日	「Ⅰ. 2. システム2、②システムの機能」 「Ⅰ (別添1) 事務の内容」	記載なし	経過管理システムの稼働時期の延期に伴い、記録管理システムに届書の受付登録等の業務を行う旨を記載	事後	事務内容を明確化するための形式的な追加であり、重要な変更にあたらない
平成30年11月15日	「Ⅰ (別添1) 事務の内容」等	-	そのほかの所要の改正	事後	時点修正及び記載内容を実際の事務に合わせて修正。形式的な修正であるため、重要な変更にあたらない
令和1年6月6日	「Ⅳ リスク対策」	-	改正後の様式による新項目の記載	事後	特定個人情報保護評価に関する規則等の改正に伴う変更
令和1年10月16日	「Ⅰ 関連情報 1. ②事務概要」等	-	そのほかの所要の改正	事後	時点修正であり形式的な修正であるため、重要な変更にあたらない
令和2年10月9日	「Ⅰ 関連情報 1. ②事務概要」等	記載なし	70歳以上の協会管掌健康保険のみの被保険者及び被扶養者にかかる個人番号紐付情報を専用線で協会けんぽへ提供する旨を記載	事前	リスクを明らかに軽減させる変更であるため、重要な変更にあたらない
令和2年10月9日	「Ⅰ 関連情報 1. ②事務概要」等	記載なし	国民年金第1号及び第3号被保険者の適用除外届の事務を記載	事後	事務内容を明確化するための形式的な追加であり、重要な変更にあたらない
令和2年10月9日	「Ⅰ 関連情報 1. ②事務概要」等	-	そのほかの所要の改正	事後	時点修正及び記載内容を実際の事務に合わせて修正。形式的な修正であるため、重要な変更にあたらない
令和3年1月18日	「Ⅰ 関連情報 1. ②事務概要」	記載なし	「ねんきん定期便」のお知らせ欄に個人番号が未収録であることを記載しお知らせすることを記載	事前	事務内容を明確化するための形式的な追加であり、重要な変更にあたらない
令和3年1月18日	「Ⅰ 関連情報 1. ②事務概要」	源泉徴収サブシステムの特定個人情報を定期的に最新化することを記載	源泉徴収サブシステムは源泉徴収票データ等の作成時に、作成に必要な対象者の特定個人情報を取得し、データ作成後は削除することを記載。	事前	リスクを明らかに軽減させる変更であるため、重要な変更にあたらない
令和3年1月18日	「Ⅰ 関連情報 1. ②事務概要」等 評価書全般	-	そのほかの所要の改正	事後	時点修正及び記載内容を実際の事務に合わせて修正。形式的な修正であるため、重要な変更にあたらない
令和4年1月21日	「Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠」等	記載なし	公金口座法に基づく公金受取口座の取得と年金業務について記載	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う
令和4年1月21日	「Ⅰ 関連情報 1. ②事務概要」等 評価書全般	-	そのほかの所要の改正	事後	時点修正及び記載内容を実際の事務に合わせて修正。形式的な修正であるため、重要な変更にあたらない
令和4年12月27日	「Ⅰ 関連情報 1. ②事務概要」	記載なし	国民年金保険料の還付事務について記載。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う
令和4年12月27日	「Ⅰ 関連情報 1. ②事務概要」 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	記載なし	公金口座情報の提供事務について記載	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う
令和4年12月27日	「Ⅰ 関連情報」等 評価書全般	-	そのほかの所要の改正	事後	時点修正及び記載内容を実際の事務に合わせて修正。形式的な修正であるため、重要な変更にあたらない
令和5年12月20日	「Ⅰ 関連情報 1. ②事務概要」等 評価書全般	記載なし	年金業務システムの本格開発(フェーズ2)について記載。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月16日	「 I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠」	-	個人番号の利用及び情報連携に係る規定の見直しに伴う修正。	事前	特定個人情報ファイルを取り扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更が生じないことから、重要な変更にあたらない。
令和6年4月16日	「 I 関連情報 1. ②事務の概要3. 個人番号の利用 法令上の根拠」	公金口座法に基づく公金受取口座の取得と年金業務について記載。	公金口座法に基づく公金受取口座の取得と年金業務について記載の修正。	事前	特定個人情報ファイルを取り扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更が生じないことから、重要な変更にあたらない。
令和6年7月24日	「 I 1. ②事務の内容」等評価書全般	記載なし	公金口座法に基づく既裁定者の年金振込口座情報の内閣総理大臣(デジタル庁)への提供事務	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	公的年金業務等に関する事務
	<p>公的年金業務等に関する事務については、厚生労働省が財政責任・管理運営責任を負いつつ、一連の業務運営は厚生年金保険法、国民年金法等に基づき日本年金機構(以下「機構」という。)が行うこととされており、機構は厚生労働省が保有する公的年金業務等に係るシステムや特定個人情報ファイルを取り扱う全ての事務を行っている。</p> <p>そのため、特定個人情報ファイルの取扱いの実態やリスク対策の具体的な内容については機構が把握しており、特定個人情報ファイルの概要や特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策等については機構におけるものを記載している。</p> <p>I. 公的年金業務</p> <p>機構は、政府が管掌する公的年金制度(厚生年金保険及び国民年金)に関する業務に関して、適用事業所及び被保険者に係る適用、保険料徴収、給付、記録照会・年金相談等の事務を行っている。</p> <p>※ 全国健康保険協会(以下「協会けんぽ」という。)が管掌する健康保険・船員保険における被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定並びに保険料の徴収(任意継続被保険者等に係るものを除く。)並びにこれらに附帯する業務についても、法令に基づき機構が行っている。</p> <p>1. 適用事業所及び被保険者の適用事務</p> <p>適用事業所の適用、被保険者資格の取得・喪失、氏名・住所変更、標準報酬月額の決定・変更、標準賞与額の決定・変更情報の管理に係る事務を行う。</p> <p>2. 保険料の徴収事務</p> <p>保険料を算定し、適用事業所の事業主(以下「事業主」という。)、船舶所有者又は被保険者へ告知し、保険料徴収等の事務を行う。</p> <p>3. 給付事務</p> <p>年金受給権者からの請求に基づき老齢、遺族、障害の年金を決定し、定期的に年金受給権者に年金の支払を行う。また、旧船員保険に基づく年金、旧三共済(JR・JT・NTT)にかかる年金、旧農林漁業団体職員共済にかかる年金、特別障害給付金、厚生年金及び国民年金の時効特例給付、遅延特別加算金、年金生活者支援給付金の支払いも行い、年金の支給要件に該当しない場合は、一定の条件で一時金の支給を行う(死亡一時金、外国人脱退一時金、脱退手当金等)。</p> <p>なお、年金の支払に当たっては、所得税法に基づく税の源泉徴収や地方税、介護保険料等の特別徴収などの付随する事務を行う。</p> <p>4. 記録照会・年金相談事務</p> <p>被保険者や年金受給権者の加入記録や保険料納付記録等、機構が管理している記録の照会や年金相談をされた場合の回答・対応を行う。</p> <p>II. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</p> <p>上記の公的年金業務を行うに当たり、社会保障・税番号制度導入に伴い、平成28年11月から特定個人情報ファイルを取り扱う事務は、以下のとおりである。</p> <p>1. 個人番号と基礎年金番号の対応関係を記録管理する事務</p> <p>(1)住民票コード等による個人番号の登録</p> <p>①【平成29年1月～平成30年2月(20歳到達に伴う基礎年金番号新規付番者等)】</p> <p>平成29年1月以降、20歳到達に伴う基礎年金番号新規付番者等について、住民票コードにより地方公共団体情報システム機構に個人番号を照会し、入手した個人番号と基礎年金番号の紐付けを行う。</p> <p>②【平成30年3月以降(20歳到達者等の基礎年金番号新規付番者)】</p> <p>平成30年3月以降、地方公共団体情報システム機構から20歳到達者等の個人番号及び基本4情報(氏名、性別、生年月日、住所。以下同じ。)を取得し、基礎年金番号の新規付番後に個人番号と基礎年金番号の紐付けを行う。</p> <p>③【令和6年10月以降(20歳到達等に伴う基礎年金番号新規付番者等)】</p> <p>令和6年10月以降、地方公共団体情報システム機構から20歳到達者等の個人番号及び基本4情報(氏名、性別、生年月日、住所。以下同じ。)に加え、住民票異動事由等を取得し、基礎年金番号の新規付番後に個人番号と基礎年金番号の紐付け等を行う。</p> <p>④【平成28年11月～12月(初期創成)】</p> <p>平成28年11月～12月の間、機構が保有している住民票コードにより、地方公共団体情報システム機構に個人番号を照会し、入手した個人番号と基礎年金番号の紐付けを行う(初期創成)。</p> <p>(2)個人番号等登録届、年金受給権者の現況届、年金請求書等(氏名変更届等の諸変更届を含む。)(以下「個人番号等登録届等」という。)による個人番号の登録</p> <p>平成29年1月から、個人番号の収録を行うため、初期創成において個人番号と基礎年金番号が紐付かなかった被保険者、年金受給権者等(以下「未収録者」という。)について、「個人番号等登録届」を新たに設けて年金事務所等の窓口を設置し、年金相談時等において当該届け書の提出を求めるほか、届出の利便性を図るため、機構ホームページから当該届け書をダウンロードできるようにする。また、年金受給権者が提出する現況届、年金請求書等に個人番号記載欄を設け、これらの届出の際に未収録者から個人番号の提供を受ける。これら、未収録者から提出された個人番号等登録届等を基に、地方公共団体情報システム機構に氏名、生年月日等の基本情報により個人番号を照会し、入手した個人番号と基礎年金番号の紐付けを行う。</p> <p>(3)個人番号の登録勧奨の通知</p> <p>未収録者へ個人番号の登録勧奨を実施する。</p> <p>(4)「ねんきんネット」による個人番号収録状況の通知</p> <p>平成29年1月以降、被保険者、年金受給権者等へ個人番号の収録状況をねんきんネットの画面で通知する。</p> <p>(5)基礎年金番号等データ収録</p> <p>個人番号管理ファイルの創成時等に既存のシステムから被保険者・年金受給権者等の基礎年金番号、氏名、生年月日、住所等の情報を受領し、特定個人情報ファイルを作成する。</p>

(6)未収録者解消の取組

市区町村、事業主及び船舶所有者(以下「事業主等」という。)、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団(以下「3共済」という。)に対して、未収録者の個人番号の提供を求め、(2)の個人番号の登録と同様に入手した個人番号と基礎年金番号の紐付けを行う。

(7)「ねんきん定期便」による個人番号未収録のお知らせ(令和3年度～)

個人番号未収録者にねんきん定期便を送付する際、届出勧奨のため定期便に未収録である旨を記載し送付する。

2. 個人番号による年金の相談・照会業務【平成29年1月～】

平成29年1月の個人番号の利用開始に合わせ、被保険者や年金受給権者等が、個人番号を使用して加入記録や保険料納付記録などの照会や年金相談ができるようにするとともに、その回答・対応を行う。

3. 厚生年金保険及び全国健康保険協会管掌健康保険(以下「協会管掌健康保険」という。)の適用・徴収事務

(1)厚生年金保険及び協会管掌健康保険(以下「厚生年金保険等」という。)の被保険者資格取得届(以下「資格取得届」という。)

事業主から提出される資格取得届に基づき、被保険者の年金記録に厚生年金被保険者期間を追加する。

また、保険料計算の基礎となる標準報酬月額等を決定し、事業主に通知する。

(2)厚生年金保険等の被保険者資格喪失届

事業主から提出される被保険者資格喪失届に基づき、厚生年金被保険者の資格を喪失させる。また、被保険者等の資格喪失年月日等を事業主に通知する。

(3)厚生年金保険等の報酬関係届(報酬月額算定基礎届・報酬月額変更届・賞与支払届)

事業主から提出される厚生年金保険等の報酬関係届に基づき、保険料計算の基礎となる標準報酬月額等を決定し、事業主に通知する。なお、報酬関係届(70歳以上被用者の報酬関係届を除く。)の事務には、個人番号を使用しない。

(4)健康保険被扶養者異動届

適用事業所に使用される被保険者から、事業主を通じて提出される被扶養者異動届に基づき、被扶養者の認定等を行い事業主に通知する。なお、審査において必要がある場合は、情報提供ネットワークシステムを通じて審査に必要な情報を取得する。

(5)厚生年金保険等に係る収納事務[注1]

適用事業所に使用される被保険者の管理情報(標準報酬月額等)に基づき、保険料額を計算し、事業主に通知する。

(6)社会保障協定にかかる適用証明書の交付

適用事業所に使用される被保険者から事業主を通じて提出される適用証明書交付申請書に基づき、適用証明書を作成し事業主に送付する。

(7)協会けんぽへの紐付け情報の提供等

①【平成29年1月～平成30年2月】

平成28年11月～12月の初期創成及び平成29年1月以降の20歳到達等に伴う基礎年金番号新規付番者に係る個人番号と基礎年金番号の紐付け情報のうち、協会けんぽの被保険者(70歳以上の被保険者を除く。)に係るものについて、電子媒体を使用して協会けんぽに提供する。

②【平成30年3月～】

協会けんぽの被保険者(70歳以上の被保険者を除く。)に係る個人番号と基礎年金番号の紐付け情報を専用線で協会けんぽに提供する。

③【平成31年3月～令和3年2月】

70歳以上の協会管掌健康保険のみの被保険者及び被扶養者のうち、協会けんぽから個人番号の提供を求められた者について、協会けんぽから提供された対象者のファイル(電子媒体)に個人番号と基礎年金番号の紐付け情報を格納して提供する。

④【令和3年2月～】

70歳以上の協会管掌健康保険のみの被保険者及び被扶養者に係る個人番号と基礎年金番号の紐付け情報を専用線で協会けんぽに提供する。

4. 船員保険及び厚生年金保険(以下「船員保険等」という。)の適用・徴収事務

(1)船員保険等の資格取得届

船舶所有者から提出される資格取得届に基づき、被保険者の年金記録に厚生年金被保険者期間を追加する。また、保険料計算の基礎となる標準報酬月額等を決定し、船舶所有者に通知する。

(2)船員保険等の被扶養者異動届

船舶所有者に使用される被保険者から、船舶所有者を通じて提出される被扶養者異動届に基づき、被扶養者の認定等を行い船舶所有者に通知する。なお、審査において必要がある場合は、情報提供ネットワークシステムを通じて審査に必要な情報を取得する。

(3)船員保険等に係る収納事務[注1]

船舶所有者に使用される被保険者の管理情報(標準報酬月額等)に基づき、保険料額を計算し、船舶所有者に通知する。

(4)協会けんぽへの紐付け情報の提供等

①【平成29年1月～平成30年2月】

平成28年11月～12月の初期創成及び平成29年1月以降の20歳到達等に伴う基礎年金番号新規付番者に係る個人番号と基礎年金番号の紐付け情報について、電子媒体を使用して協会けんぽに提供する。

②【平成30年3月～】

協会けんぽの被保険者に係る個人番号と基礎年金番号の紐付け情報等を専用線で協会けんぽに提供する。

※ 船員保険関係の届け書については、協会けんぽが行う事務に使用するため、届け書をスキャナで読み取って画像ファイルを作成し、その画像ファイルを協会けんぽに提供する。

5. 国民年金の適用・徴収事務

(1)国民年金被保険者関係届

市区町村から報告される国民年金第1号被保険者(以下「1号被保険者」という。)に係る届け書の内容に基づき、被保険者の年金記録に国民年金の資格期間等を追加する。

②事務の概要

(2) 国民年金第3号被保険者関係届(以下「3号関係届」という。)

厚生年金被保険者等の被扶養配偶者から、配偶者の勤務先の事業主等又は3共済を経由して提出される3号関係届に基づき、国民年金第3号被保険者(以下「3号被保険者」という。)の認定を行い、3号被保険者に該当した旨を被扶養配偶者に通知する。なお、審査において必要がある場合は、情報提供ネットワークシステムを通じて審査に必要な情報を取得する。

(3) 国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録(取消)届(以下「3号特例該当届」という。)

3号被保険者に係る届出が漏れていた場合に、本来事業主等又は3共済に提出すべき届け書について機構で受付を行い、その届け書に基づき被保険者記録の訂正等を行う。

(4) 国民年金保険料免除・納付猶予申請書(以下「免除申請書」という。)

1号被保険者から提出される免除申請書に基づき、国民年金保険料の免除・納付猶予を決定し、1号被保険者に承認結果等を通知する。なお、審査において必要がある場合は、情報提供ネットワークシステムを通じて審査に必要な情報を取得し、事務処理を行う。

(5) 国民年金保険料免除・納付猶予の継続免除処理

国民年金保険料の免除・納付猶予が承認された者のうち翌年度以降の免除・納付猶予を継続して希望する者について、機構において審査に必要な情報を、情報提供ネットワークシステムを通じて取得し、免除・納付猶予の審査を行う。

(6) 社会保障協定にかかる適用証明書の交付申請書

1号被保険者から提出される適用証明書交付申請書に基づき、適用証明書を作成し送付する。

(7) 中国残留邦人等の特例措置対象者該当申出書(以下「中国残留邦人等特例該当申出書」という。)

平成8年4月から永住帰国した中国残留邦人から提出される中国残留邦人等特例該当申出書により、永住帰国前の期間を保険料免除期間として登録等を行う。

(8) 国民年金の保険料収納事務[注1]

1号被保険者、任意加入被保険者に対して、年次又は随時に国民年金保険料の納付書を送付する。

その後、1号被保険者、任意加入被保険者による国民年金保険料の納付後に歳入代理店等から送付される口座振替にかかる保険料収納情報(DVD)、領収済通知書に基づき、国民年金保険料の納付結果を記録管理システムへ登録する。

(9) 国民年金保険料の収納対策に係る地方税関係情報等の取得

国民年金保険料の未納者について、情報提供ネットワークシステムを通じて住民票関係情報、地方税関係情報、雇用保険給付関係情報を取得し、取得した情報を免除申請書の申請勧奨や国民年金保険料の強制徴収等の事務に利用する。

(10) 生活保護関係情報を活用した法定免除非該当勧奨【開始時期未定】

生活扶助受給による法定免除該当者について、情報提供ネットワークシステムを通じて生活保護関係情報を取得し、生活保護の受給が終了したことが確認できた者に対し、免除理由消滅届の届出勧奨を行う。

(11) 国民年金保険料免除・納付猶予継続申請者配偶者状況変更届(以下「配偶者状況変更届」という。)[令和元年7月～]

翌年度以降の免除・納付猶予の継続を希望する者は、自身の配偶者の状況に変更があった場合に機構へ配偶者の状況を届出し、機構は、届出された配偶者の情報を管理する。なお、届出の処理において必要がある場合は、情報提供ネットワークシステムを通じて必要な情報を取得し、事務処理を行う。

(12) 国民年金第1号及び第3号被保険者の適用除外届処理(令和2年4月～)

国民年金第1号、第3号被保険者に適用されない者から提出される国民年金被保険者適用除外届の処理を行う。

(13) 国民年金保険料の還付事務

国民年金保険料について過誤納金が発生した場合、被保険者が指定する口座へ還付金の支払を行う。被保険者の事前の同意がある場合は、情報提供ネットワークシステムを通じて被保険者の公的給付支給等口座登録簿関係情報を取得し、還付金の支払口座に利用する。

6. 年金給付関係事務

(1) 年金の請求・決定事務

年金請求者から提出される年金請求書に基づき年金の裁定を行い、年金請求者に年金証書等を送付する。なお、裁定の事務において必要がある場合は、情報提供ネットワークシステムを通じて審査に必要な情報を取得する。

(2) 年金の支払事務[注1]

年金受給権者の加入記録に応じて、年金支給額を計算し、年金の支払いを行う。

(3) 未支給年金の請求・決定事務

年金受給権者の遺族から提出される未支給年金請求書に基づき、年金受給権者に給付すべき年金を遺族に給付する。なお、審査において必要がある場合は、情報提供ネットワークシステムを通じて必要な情報を取得する。

(4) 年金の支払機関変更届等

年金受給権者から提出される年金受給権者支払機関変更届等(その他の諸変更届)に基づき、年金受給権者の年金情報を更新する。なお、審査において必要がある場合は、情報提供ネットワークシステムを通じて必要な情報を取得する。

(5) 被用者年金一元化に伴う届け書の受付・回付業務

厚生年金保険法に基づき、年金受給に関する各種届け書は、機構、3共済においてワンストップサービス(年金請求者・年金受給権者が機構や3共済に複数の年金を同時請求する場合は、機構又は他の3共済へ個人番号が記載された届け書や画像化したファイル(片方又は両方)を回付する。)を行うこととしており、他の実施機関で処理が必要な届け書を受け付けた実施機関は、届け書を画像化し、専用線を通じて他の実施機関に回付する。

(6) 年金振込先口座の提供

公金受取口座登録法に基づき、年金請求書で提供について同意を取得した者の口座情報について、月次(予定)で個人番号とともに政府共通ネットワークを経由してデジタル庁の口座情報登録システムへ登録する。

また、既に年金が給付されている年金受給者について、オプトアウトの手法により年金振込口座をデジタル庁へ提供することに同意したとみなされる者の口座情報をデジタル庁の口座情報登録システムへ電子媒体により登録する。

7. 税関係業務

(1) 扶養親族等申告書の登録

年金からの所得税の源泉徴収に必要な扶養親族等の情報を取得するため、年金受給権者から本人及び扶養親族等の個人番号を記載した扶養親族等申告書を提出させ、システムへ登録を行う。

(2) 公的年金等の源泉徴収票発行事務

税務署に提出する公的年金等の源泉徴収票について、平成29年分以降の「公的年金等の源泉徴収票」に、個人番号を記載する(受給権者本人へ交付する源泉徴収票には個人番号を記載しない。)

(3) 公的年金等支払報告書の報告事務

市区町村に報告する公的年金等支払報告書について、平成29年分以降、個人番号を記載して地方税共同機構を通じて市区町村に送付する。

(4) 住民税特別徴収に係る市区町村との情報交換【平成29年4月～】

年金所得から個人住民税を特別徴収する事務において、市区町村との間の情報交換に用いる通知に個人番号を記載する。

(5) 住民税特別徴収に係る年金保険者間の情報交換

国家公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団(以下「2共済」という。)から受領した住民税特別徴収対象者の情報に基づき、住民税の特別徴収対象となる年金の優先順位を決定し、市区町村へ報告を行う。その後、市区町村から受領する住民税特別徴収額情報を2共済へ提供する。

(6) 住民税特別徴収の停止等

市区町村から受領した住民税特別徴収停止額情報等の2共済への提供、2共済の住民税特別徴収停止等処理結果の受領、住民税特別徴収停止等処理を行い、2共済分も含め住民税特別徴収停止等処理結果を市区町村へ報告する。

(7) 源泉徴収サブシステムへの個人番号紐付情報の収録

所得税の源泉徴収関係事務等を実施するため、源泉徴収サブシステムは源泉徴収票データ等の作成時に、作成に必要な対象者の個人番号を年金業務システムへ照会する。照会の結果取得した個人番号は一時的に源泉徴収サブシステム内のデータベースに保管するが、作成後は削除する。

8. 年金生活者支援給付金関係事務【令和元年7月～】

所得の額が一定の基準を下回る年金受給者に、年金生活者支援給付金を支給する。

また、申請者本人の所得情報の照会、世帯員全員が地方税の市町村民税を課されていない者であるかの確認を情報提供ネットワークによる情報連携で行う。

9. 情報提供ネットワークシステムを通じた外部機関(国・地方公共団体等)への情報提供事務【令和元年10月～】

情報提供ネットワークシステムを通じて、外部機関からの照会に基づき、年金給付関係情報を提供する。

[注1] 国民年金、厚生年金保険等、船員保険の保険料収納事務、及び年金の支払事務には個人番号を使用しない。

③システムの名称	年金業務システム、社会保険オンラインシステム(記録管理システム、基礎年金番号管理システム、年金給付システム)
③システムの名称【令和11年1月以降】	年金業務システム、年金給付システム

2. 特定個人情報ファイル名

公的年金業務等に関するシステム関連ファイル

【詳細】※

1. 年金業務システム関連ファイル
 - (1) 個人番号管理ファイル
 - (2) 経過管理・電子決裁ファイル
2. 記録管理システム関連ファイル
 - (3) 健保厚年現存被保険者ファイル
 - (4) 健保厚年喪失被保険者ファイル
 - (5) 船保厚年被保険者ファイル
 - (6) 国年被保険者ファイル
 - (7) 申請データファイル
 - (8) 共済組合員情報ファイル
3. 基礎年金番号管理システム関連ファイル
 - (9) 基礎年金番号管理ファイル
4. 年金給付システム関連ファイル
 - (10) 年金受給権者ファイル
 - (11) 共済受給権者情報ファイル
 - (12) 雇用情報ファイル
 - (13) 介護保険情報ファイル
 - (14) 国際年金通算業務情報ファイル
 - (15) 年金見込額試算管理ファイル(事務所等照会)
 - (16) 後期高齢者情報ファイル
 - (17) 国民健康保険情報ファイル
 - (18) 住民税対象者情報ファイル
 - (19) 源泉徴収情報ファイル
 - (20) 届け書画像ファイル
 - (21) 年金生活者支援給付金情報ファイル
 - (22) 障害年金業務支援システムファイル

※年金業務システム関連ファイル、記録管理システム関連ファイル、基礎年金番号管理システム関連ファイル、年金給付システム関連ファイルは、公的年金業務等に関するシステム内で相互に密接不可分に連携しており、それぞれのシステムを使用した事務を明確に区別できないため、特定個人情報ファイルを、「公的年金業務等に関するシステム関連ファイル」にまとめて記載している。

また、社会保険オンラインシステムには上記のほか、記録管理システム関連ファイル、基礎年金番号管理システム関連ファイル、年金給付システム関連ファイルの一部のデータを複製してレプリカファイルとして保有し、国民年金保険料の収納対策に係る業務や被用者年金一元化に伴う3共済との情報連携を行うために使用している。

年金等請求者本人が公的給付支給等口座登録簿関係情報に登録済みの口座を年金等の振込先として利用する意思表示があった場合は、機構職員が情報提供ネットワークシステムから公的給付支給等口座登録簿関係情報を取得し、年金等の振込に必要な情報を(10)年金受給権者ファイル、(11)共済受給権者情報ファイル、(21)年金生活者支援給付金情報ファイルに格納する。

なお、特定個人情報ファイルのレプリカファイル、特定個人情報のバックアップ用ファイルについては、特定個人情報保護の評価対象としているが、上記の特定個人情報ファイルの複製物であることから、上記の特定個人情報ファイルに含まれるものとし、ファイル名は明記しない。

2. 特定個人情報ファイル名【令和11年1月以降】

公的年金業務等に関するシステム関連ファイル【令和11年1月以降】

【詳細】※

1. 年金業務システム関連ファイル
 - (1) 個人番号管理ファイル
 - (2) 経過管理・電子決裁ファイル
 - (3) 被保険者情報ファイル
 - (4) 健保厚年現存被保険者ファイル
 - (5) 健保厚年喪失被保険者ファイル
 - (6) 船保厚年被保険者ファイル
 - (7) 国年被保険者ファイル
 - (8) 申請データファイル
 - (9) 共済組合員情報ファイル
2. 年金給付システム関連ファイル
 - (10) 年金受給権者ファイル
 - (11) 共済受給権者情報ファイル
 - (12) 雇用情報ファイル
 - (13) 介護保険情報ファイル
 - (14) 国際年金通算業務情報ファイル
 - (15) 年金見込額試算管理ファイル(事務所等照会)
 - (16) 後期高齢者情報ファイル
 - (17) 国民健康保険情報ファイル
 - (18) 住民税対象者情報ファイル
 - (19) 源泉徴収情報ファイル
 - (20) 届け書画像ファイル
 - (21) 年金生活者支援給付金情報ファイル
 - (22) 障害年金業務支援システムファイル

※年金業務システム関連ファイル、年金給付システム関連ファイルは、公的年金業務等に関するシステム内で相互に密接不可分に連携しており、それぞれのシステムを使用した事務を明確に区別できないため、特定個人情報ファイルを、「公的年金業務等に関するシステム関連ファイル」にまとめて記載している。

また、上記のほか、年金業務システム関連ファイル、年金給付システム関連ファイルの一部のデータを複製してレプリカファイルとして保有し、国民年金保険料の収納対策に係る業務や被用者年金一元化に伴う共済との情報連携を行うために使用している。

年金等請求者本人が公的給付支給等口座登録簿関係情報に登録済みの口座を年金等の振込先として利用する意思表示があった場合は、機構職員が情報提供ネットワークシステムから公的給付支給等口座登録簿関係情報を取得し、年金等の振込に必要な情報を(10)年金受給権者ファイル、(11)共済受給権者情報ファイル、(21)年金生活者支援給付金情報ファイルに格納する。

なお、特定個人情報ファイルのレプリカファイル、特定個人情報のバックアップ用ファイルについては、特定個人情報保護の評価対象としているが、上記の特定個人情報ファイルの複製物であることから、上記の特定個人情報ファイルに含まれるものとし、ファイル名は明記しない。